

令和7年度 名古屋市教育委員会 意見第20号

名古屋市私立高等学校授業料補助に関する条例の廃止について

私立高等学校授業料補助制度を廃止するため、名古屋市私立高等学校授業料補助に関する条例（昭和48年名古屋市条例第27号）を廃止する必要がありますが、この条例の廃止については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により教育委員会の意見を求められますので、下記のとおり提出します。

令和8年2月6日

名古屋市教育委員会教育長 杉浦弘昌

記

1 廃止理由・内容

本市では、私立高等学校の授業料に対する補助事業を行っていますが、令和8年度から実施される国の就学支援金制度の拡充に伴い、高等学校の授業料が実質無償化されるため、同補助事業を廃止します。

2 施行期日等

- (1) 令和8年4月1日から施行します。
- (2) 廃止前の規定による令和7年度までの年度分の私立高等学校授業料の補助及びその返還については、なお従前の例によることとします。

3 条例案

別紙のとおり

（令和8年2月6日提出 総務部総務課）



令和8年第 号議案

名古屋市私立高等学校授業料補助に関する条例の廃止について

名古屋市私立高等学校授業料補助に関する条例を廃止する条例を次のとおり定めるものとする。

令和8年2月 日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市私立高等学校授業料補助に関する条例を廃止する条例

名古屋市私立高等学校授業料補助に関する条例（昭和48年名古屋市条例第27号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による廃止前の名古屋市私立高等学校授業料補助に関する条例の規定によるこの条例の施行の日の属する年度の前年度までの年度分の私立高等学校授業料の補助及びその返還については、なお従前の例による。

（理 由）

この案を提出したのは、私立高等学校授業料補助制度を廃止する必要があるによる。